

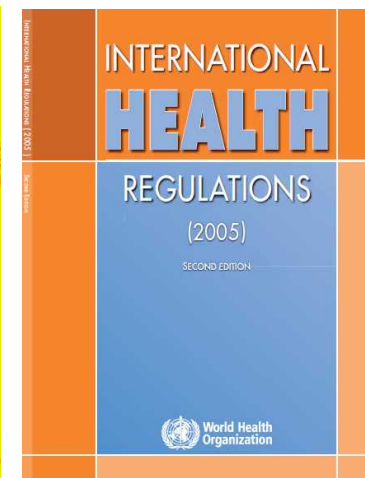
## 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化について

令和4（2022）年3月  
厚生労働省大臣官房厚生科学課  
健康危機管理・災害対策室

# 国際保健規則（IHR）

- 世界保健機関憲章第21条に基づく国際規約
- 目的：国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、  
疾病の国際的伝播を最大限防止する  
（世界保健機関憲章第21条）
- 全てのWHO加盟国が拘束下\*にある国際法  
（世界保健機関憲章第22条）
- 現在の規則は2005年に改正
- 2007年に発効

\*基本的に、加盟国が規則の一部または全体に対する留保または拒否を表明し、認可された場合を除き、すべてのWHO加盟国が拘束下にあるとみなされる



# 国際保健規則(IHR)の要点

## 1. WHOへの通報

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態(Public Health Emergency of International Concern: PHEIC)を構成する恐れのあるすべての事象が対象。
- 各国においてPHEICに関する評価を行ってから24時間以内にWHOに通告する義務。

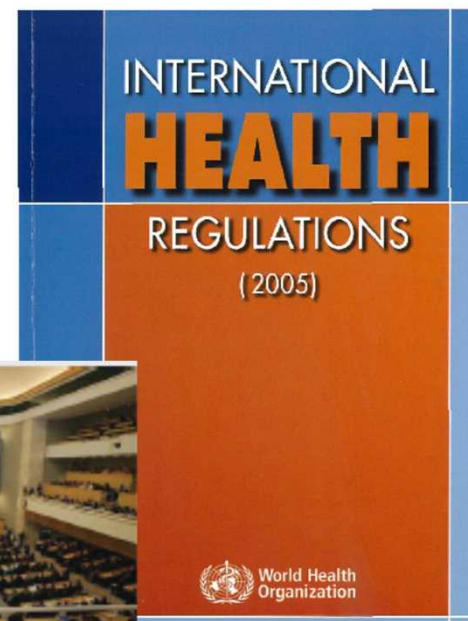
## 2. 国家連絡窓口の設置

- 国家連絡窓口(National Focal Point: NFP)は24時間いつでもアクセス可能であること。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課が窓口。

## 3. 参加国の必須能力の規定

## 4. 参加国間の情報共有

## 5. 国際渡航・貿易の保健規定



# 新型コロナウイルス感染症流行下における国際保健規則(2005)の役割

## • 初動における役割

- 中国湖北省武漢市における原因不明の肺炎の多発についての第一報
- 日本における第一例についても確認後24時間以内にWHOを通じて共有
- 1月30日、緊急委員会により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の認定
- 各国における症例数、死亡数等の疫学情報については、IHRに基づいてWHOと共有

➡ **初動期におけるIHRの役割の重要性の再認識**

## • 参加国間の情報共有

- 患者や濃厚接触者の国際渡航や輸入感染症の発生、各国の政策等に関して、加盟国間で情報共有
- IHRを通じて、香港政府よりダイヤモンドプリンセス号における患者の発生の第一報を受領、乗員・乗客の国籍国との情報共有
- パンデミックの進行とともに、加盟国間の情報共有の量は急増

➡ **24時間体制での急増した情報の処理体制の必要性**

# 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化

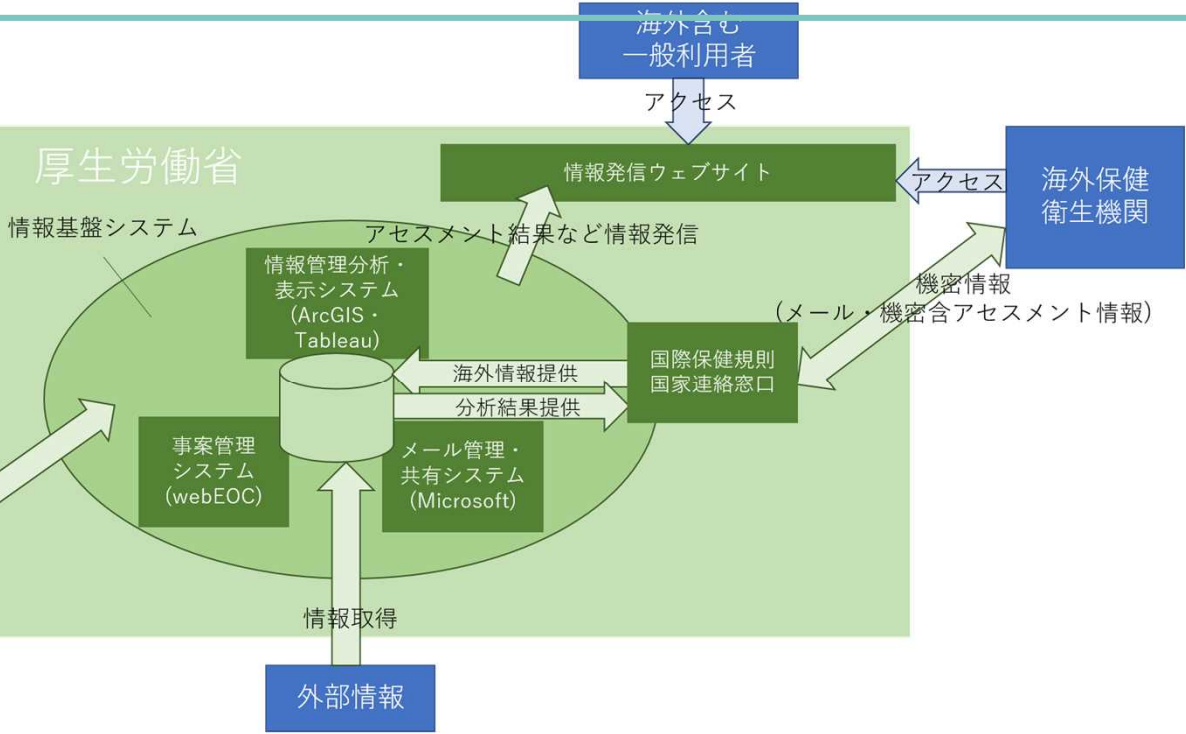
## 事業概要・目的

- 1. 国際公衆衛生事案の監視及び処理能力の強化  
→ 24時間365日体制で常時連絡可能な専任スタッフを継続して配置
- 2. 国際的な情報集約・リスクアセスメント等の強化  
→ 国内外の健康危機情報を集約し、分析や情報発信をサポートするシステムを運用

## 情報基盤システム概要



(情報ポータルイメージ)



# 災害・健康危機管理オペレーションセンター (Emergency Operation Center) (仮称) 設置費

令和4年度概算要求額  
1.2億円

- 近年、豪雨や地震などの大規模災害の増加、新型コロナウイルス感染症にみられるような新興感染症の発生など、**災害、健康危機への対応が激増**している。
- 特に、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス対策本部が設置されたが、**人員を増員するたびにより大きな部屋に異動したり、本部内で階が異なる部屋で業務を行う**など、一体となって集中して業務を行う体制となっていなかった。
- このため、**災害、健康危機管理に関する情報集約、調整、意思決定、指揮命令、業務遂行を行う物理的な場所として、厚生労働省内に災害・健康危機管理オペレーションセンター(仮称)を設置し、厚生労働省の災害・健康危機管理対応力を強化する。**
- 平時は災害、感染症等の発生状況のモニタリング、有事に備えた訓練、業務計画の策定など、健康危機管理・災害対策室の職員が通常の業務を行う場として活用する。**
- 有事の際はオペレーションセンターに対策本部を設置し、大画面モニターやテレビ会議システム、D24H等を活用し、リアルタイムに現地情報を集約、幹部等が意見交換等を行い迅速な意思決定を実施。**

## 【イメージ】



(旧) 米国保健福祉省長官オペレーションセンター



米国CDC緊急オペレーションセンター メインルーム

## 【現実】



東日本大震災時の厚生労働省災害対策本部